

車を査定サイトに登録して提示された金額で契約した。事情により、その日のうちにキャンセルを申し出たところ、事業者から40万円のキャンセル料を請求された。明細を提示するよう求めたが、「契約書に記載の通り、売却価格の20%のキャンセル料がかかる」と主張し、明細を示さない。

(20歳代男性)

車の修復歴を告げた上で査定してもらい、提示額に納得して契約した。その後、事業者から「オークションで事故車扱いとなった。契約金額から30万円減額してもらえないか」と連絡があった。当初の契約の金額を支払ってもらえるのか。

(60歳代男性)

全国の消費生活センターに寄せられる中古車の売却に関する相談件数は、近年、増加傾向にあります。このうち、「契約・解約」に関するものが全体の9割近くを占めます。

事業者が強引に勧誘して契約を迫ったり、事例のように高額なキャンセル料を設定して解約しにくくしたりしたケースや、車の修復歴や事故歴を告げたにもかかわらず、契約後に査定額を減額されたとの相談があります。

車の売却にはクーリングオフが適用されないため、査定で事業者から契約を催促されても、複数の事業者で比較検討するなど、冷静に考えましょう。契約してしまうと、原則として契約書の内容に拘束されるので、契約する前にしっかりと内容を確認しましょう。

キャンセル料については、金額だけでなく、どの時点から発生するのか理解して契約することが重要です。また、修復歴などを事前に告げていた場合、契約後は、その修復歴を理由とした減額に応じる必要はありません。不安に思った場合は最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。